

しいたけ等輸出拡大・PR支援事業仕様書

1 業務目的

本県は乾しいたけの生産量が全国第2位であり、国内有数の生産県である。しかし、食生活の変化や食文化の多様化に伴い、消費量は減少傾向である。この減少を緩やかにするためには、国内外問わず、乾しいたけの魅力をPRする必要がある。このため、乾しいたけ離れが進む若年層を対象とした販促活動を実施するとともに、輸出体制の基盤づくりのための検討会及び輸出に係る研修会を実施する。

2 業務内容

(1) 県外での県産乾しいたけプロモーションの実施

- ① 開催回数
3回以上とする。
- ② 開催時期
県と協議の上、決定するものとする。
- ③ 開催場所
東京、大阪及び福岡の小売店、広場、飲食店等
- ④ 内容
都市部を中心とした消費地において乾しいたけの栽培方法、栄養・効能、戻し方、料理方法を伝える講座や販促活動、乾しいたけ料理フェア等のPRイベント等を実施するものとする。
- ⑤ その他
 - ・各都府県で必ず1回ずつは実施すること。
 - ・新宿みやざき館 KONNE で毎年開催している販売会（フェア）については、今年度も開催すること。（開催日：令和7年10月11日（土）～13日（月））
 - ・3回以上の開催のうち1回は大分県椎茸振興協議会と連携して実施し、開催方法は単独イベント等とすること。
 - ・実施に当たっては、本県で認定している「宮崎県乾しいたけ料理の店」との連携に努めること。
 - ・イベント開催に当たってはポスターやチラシ等を作成し、周知を図ること。

(2) 県内教育機関への食育講座の実施

- ① 開催回数
開催回数は県と協議の上、決定するものとするが、対象校は3校以上とする。
- ② 開催時期
県と協議の上、決定するものとする。
- ③ 開催場所
県と協議の上、決定するものとする。
- ④ 内容
こどもたちに対し、乾しいたけの美味しさ・栄養等を伝える機会を設けることを目的に食育講座を実施する。
なお、宮崎県しいたけ振興会、その他関係団体と連携し、実施すること。

(3) しいたけに関するこども向け教材の作成

食育講座等で使用できるこども向け教材を作成し、300部納品すること。
なお、掲載内容や教材の種類等については、県と協議の上、決定すること。

(4) 海外輸出に関する研修会の実施

海外輸出に取り組む事業者等を対象に、輸出業務のノウハウを中心とした研修会を開催する。

なお、その場所や内容については、県と協議の上、決定すること。

- (5) 宮崎県乾しいたけ輸出運営協議会設立に向けた検討会の実施
県産乾しいたけの輸出拡大を目的とした協議会設立に対する検討会を実施する。

3 委託業務に関する経費の管理等

- (1) 委託業務を実施するために必要な経費は、委託料の範囲内で受託者の負担にて支出する。
なお、委託経費は、履行までに要する全ての経費を含む。
- (2) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後、5年間保存すること。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 著作権の取扱い

- (1) 著作権者
本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、県に帰属する。
受託者は、納品する成果品について、著作権人格権を行使しないこととする。
- (2) 権利関係の処理
- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。
 - ② 受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
 - ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
 - ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上処理することとする。

6 成果品及び納入期限

- (1) 2の(1)から(5)の報告書を成果品として取りまとめて提出することとし、成果品の電子データはCD等に保存し提出すること。
- (2) 納入期限は、令和8年3月31日までとする。

7 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項に当たって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
- (3) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- (4) 事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受託者が行うものとする。
- (5) 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (7) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。